

令和 4 年 第 12 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 12 月 9 日

柳川市農業委員会

## 第12回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月9日 午後2時00分～午後2時38分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

議 題 議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地改良行為届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

その他

農業委員

出席委員（17名）

2番 高田 一利  
4番 吉丸 隆吉  
6番 梶島 練二  
8番 三小田 由勝  
10番 田中 満義  
12番 松藤 一利  
14番 島添 茂樹  
16番 園田 清美  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

3番 亀崎 忠治  
5番 古賀 勝次  
7番 大淵 秀樹  
9番 藤木 一彦  
11番 松藤 政義  
13番 松藤 和彦  
15番 河口 隆光  
17番 阿志賀 一喜

欠席委員（1名）

19番 山田 善治

推進委員

出席委員（18名）

藤吉利 広  
亀崎 壽満  
梅崎 直祝  
野口 秀一  
米田 秀俊  
平川 貴大  
浦 幸之助  
原 壽利  
吉開 健

藤木 二三男  
梶島 一晴  
古賀 宏義  
櫻木 利和  
高口 勇晴  
松藤 稔  
鶴田 信行  
三浦 榮一  
江口 克子

欠席委員（1名）

龍 繁樹

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

書 記 田 中 道 博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、ただいまから第12回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第15条の規定によりまして、会長の代理として第一職務代理者であります島添副会長が議長となりますので、島添副会長よろしくをお願いいたします。

### ○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。今日は今のお忙しい中に令和4年度第12回柳川農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

麦まきももう終わって、皆さん方もすっきりしておられることと思いますけれども、今日は会長さんもあんまりすっきりして、ちょっと忘れとるんじゃないかな思っておるところでございます。

それでは、ただいまより令和4年第12回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思いますので、最後まで皆さん方の協力のほどをよろしくお願いいたしまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。

本日の出席委員は17名で定足数であります。また、18名の推進委員の方に御出席していただいております。よって、ただいまから令和4年第12回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

---

令和4年

### 第12回柳川市農業委員会総会議案

#### 議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

#### 議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

#### 議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地改良行為届出書について
3. 農業用施設への転用届出書について

その他

令和4年12月9日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

---

#### ○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は、議案第62号から議案第66号までの5件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、4番吉丸隆吉委員、16番園田清美委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

#### ○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

---

議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積470平米、外1筆、合計、1,231平米、

自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積6.61平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積985平米、外5筆、合計8,994平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

**○事務局（岡本齊直君）**

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇から、〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、〇〇から、〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、父の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番から3番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第62号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（島添茂樹君）**

全員賛成です。よって、議案第62号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の3ページを御覧ください。

---

議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙、申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積271平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用資材置場及び駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積373平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫及び駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,031平米。申請人、〇〇。転用目的、貸資材置場。

**○事務局次長（岡本斉直君）**

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が、農業用の資材置場及び自己用駐車場を建設するための申請です。

こちらは、農地として利用されている部分と違反転用の部分がありましたので、始末書を添付しての申請となっております。

また、5条で説明します1番の案件と隣接しており、一体的に利用されております。

申請番号2番は、〇〇が農業用倉庫及び駐車場を建設するための申請です。

申請番号3番は、〇〇が自ら代表取締役を務める会社へ貸し出す貸資材置場を建設するための申請です。

こちらも、農地として利用されている部分と違反転用の部分がありましたので、始末書を添付しての申請となっております。



また、5条で説明します3番の案件と隣接しており、一体利用となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番の農地区分は、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であるため転用目的は問題ないと判断します。

**○議長（島添茂樹君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第63号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（島添茂樹君）**

全員賛成です。よって、議案第63号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の4ページを御覧ください。

## 議案第64号

### 1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積333平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積283平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積441平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸資材置場。

申請番号4番、農地の所在〇〇、地目・田、面積565平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

### ○事務局（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇、〇〇が自己用住宅を建設するための申請です。

こちらは4条で説明したとおりの状態となっておりますので、始末書を添付しての申請となっております。

契約の種類は使用貸借権の設定。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は一筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、自らが代表取締役を務める会社へ貸し出す貸資材置場を建設するための申請です。

こちらも4条で説明したとおりの状態となっておりますので、始末書を添付しての申請となっております。

契約の種類は売買。代金は一筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、事業用の駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、2番は集落接続のため、3番は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第64号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成です。よって、議案第64号について、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第65号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,768平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,203平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。議案第65号の申請番号1番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号2番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの7名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第65号については、先ほどの7名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第66号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、A4サイズ2枚ものの、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年12月12日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積45,397平米、筆数28筆。売り手6名、買い手7名。

続きまして、別紙の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,059平米、外1筆、合計3,489平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年12月23日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外10件です。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第66号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第66号については、提案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年11月17日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,391平米。賃貸人、福岡市中央区天神、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。賃借人、〇〇、外3件です。

続きまして、議案書の7ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地改良行為届出書について

下記農地について、農地改良届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年11月2日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積144平米、外1筆。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、令和5年5月から作付、予定作物、露地野菜。

受理番号2番、受理月日、令和4年11月16日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積423平米、外1筆。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、令和5年7月から作付、予定作物、大根、玉葱。

---

## 報 告

### 3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年11月16日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積232平米のうち193平米。届出者、〇〇。耕作面積、34,508平米。備考、農業用倉庫。

報告は以上です。

### ○議長（島添茂樹君）

以上で議案並びに報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局長（乗富和也君）

連絡事項を申し上げます。

ちょっと項目が多うございましたので、本日、お手元にペーパー1枚で連絡事項と一番上に書いた用紙のほうをお願いいたします。

それでは、まず1番目、あっせん委員の指名に伴う資料ですけれども、総会終了後に、後ほど7名の指名を受けられた推進委員さんのほうには資料をお渡ししますので、よろしくお願ひします。

2点目、年明け1月の総会でございます。

1月の総会を、1月10日火曜日になります。1月10日の午後2時から、またこちらの会議室のほうで開催をいたしたいと思っております

なお、令和5年の第1回目の総会でございますので、例年のように金子市長にも御案内をいたしまして御挨拶をいただく予定にしております。

3点目が、2023年版の農業委員会手帳ということで、こちらも机の上にお配りをしております。来年版ということで、また日頃の活動の記録も含めて御活用をお願いいたします。

4点目、福岡県農業会議の南筑後支部研修会の御案内が来ておるところでございます。これは、南筑後支部ということで、ここに書いてありますように大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、それと大木町の4市1町でこの支部を形成しております。従来から、この範囲の委員さんたちに研修会ということで開催をされてきておりますが、最近のコロナの関係でどうしても参加の人員が制限が掛けられての研修会となっております。

今回が、年明けの1月13日金曜日、時間が、今のところ午後3時半からの予定で、場所がみやま市のほうに新しくできました、みやま市総合市民センター、市役所の北側に新しく建っております。こちらで研修会が開催をされます。参加人員が6人程度ということで言われておりまして、今のところ予定として、会長、副会長、3名。それから、希望される委員さんがいらっしゃいましたら調整を含めて、それと事務局、この範囲で参加をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続いて5点目、令和4年度の福岡県内の農業委員会研修大会の開催です。こちらは毎年開催をされている分の研修大会です。

今年が年明けの1月24日火曜日というふうになります。一応、市のマイクロバスを借り上げての参加予定に今のところしておりまして、おおむね10時に大和庁舎を出発し、大会の会場にお昼前に着いて、お弁当なりの昼食を取って午後からの大会に臨みたいというふうに考えております。こちらも参加については今のところ制限はかかってはおりませんが、最近のコロナの感染数あたりを見てもまた増加傾向にもあったりするものですから、一応12人前後ぐらいで参加をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

こちらについては、また、会長、副会長、それと昭代・蒲地地区の委員さんのほうから2名、それと女性委員さんを2名と、希望をされる委員さんがいらっしゃいましたらそこも含めて、あと事務局と、全部で10人。10人ちょっと超えてもそこは大丈夫かというふうに思いますけれども、そのような予定で参加をしていきたいと考えております。

4番と5番の研修会及び研修大会ですけれども、先方への締切りの都合がございますので、希望をされる委員さんにつきましては12月23日金曜日までに事務局に御連絡をいただければ



大変助かります。

みやま市での研修会と福岡市での研修大会のほうについては、出欠を確認しながら参加者を取りまとめていきたいというふうに思います。参加をされる方には、また個別に文書のほうを発送させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

連絡事項は以上でございます。

**○議長（島添茂樹君）**

これもちまして、令和4年第12回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。会長も来られたようでございますので、安心いたしました。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時37分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月9日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 吉 丸 隆 吉

〃 園 田 清 美